

郡山市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱

平成29年12月21日制定

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程（平成29年郡山市農業委員会規程第1号）の規定に基づき、郡山市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員候補者（以下「推進委員候補者」という。）の選考を行うため、郡山市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 農業委員会の求めにより、推進委員候補者の選考を行い、その結果を意見として農業委員会に報告すること。
- (2) 推薦の求め又は募集に応じた推進委員候補者の活動履歴等の審査を行うとともに、必要に応じて面接その他適当と認める方法による審査等を行い、意見を集約すること。

(選考委員)

第3条 選考委員会は、委員6名をもって組織する。

2 選考委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 農業委員会会長
- (2) 農業委員会会長職務代理者
- (3) 農業委員会幹事会幹事長
- (4) 農業委員会会長が指名する委員2名
- (5) 農業委員会事務局長

3 前項の規定にかかわらず、前項に掲げる者が推進委員候補者又は推進委員候補者の推薦者となっているときは、選考委員となることができない。

4 前項の規定により選考委員が欠けたときは、農業委員会会長が委員を指名して選考委員を補充するものとする。

5 第3項の規定により農業委員会会長が欠けたときは、第1項第4号及び前項に規定する委員の指名は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業委員会会長が欠けたときは、農業委員会会長職務代理者が委員を指名する。
- (2) 農業委員会会長及び農業委員会会長職務代理者がともに欠けたときは、農業委員会幹事会幹事長が委員を指名する。

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置く。

2 委員長は、選考委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

(会議)

第5条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、農業委員会会長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選考委員会は、選考委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年郡山市条例第23号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。